

# 平成29年4月から 長野県の現地機関が変わります



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

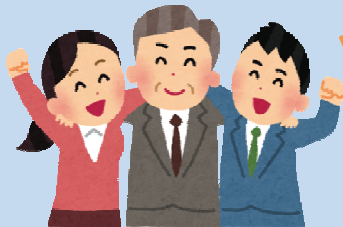
## ○地方事務所は、

### 地域振興局になります。

地方事務所の業務は、税務・建築関連業務を除き、地域振興局が引き継ぎます。  
場所は、県の合同庁舎内になります。

#### ◇変更点

- |         |   |  |
|---------|---|--|
| 【地方事務所】 | ⇒ | 【地域振興局】  |
| 地域政策課   | ⇒ | 総務管理課（パスポート、防災、NPO法人関連業務など）<br>企画振興課（地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など） |
| 税務課     | → | （県税事務所へ）   |
| 建築課     | → | （建設事務所へ）   |



地域振興局長のリーダーシップのもと、県の現地機関が連携して、スピード感を持って主体的・積極的に地域課題に取り組みます。

地域振興に向けた皆様のアイデアをお寄せください。

## ○地方事務所税務課は、

### 県税事務所になります。

地方事務所税務課の業務は、県税事務所が引き継ぎます。  
場所は、県の合同庁舎内になります。

## ○地方事務所建築課は、

### 建設事務所建築課になります。

地方事務所建築課の業務は、建設事務所建築課が引き継ぎます。  
場所は、県の合同庁舎内になります。

# 地域振興局の役割

地域の皆様の想いをトータルで受け止め、  
県の現地機関が連携して課題解決に当たります。

## 地域における「共感」と「対話」

局長や職員が、これまで以上に地域の皆様のアイデアや想いをお聞きする場を設けます。

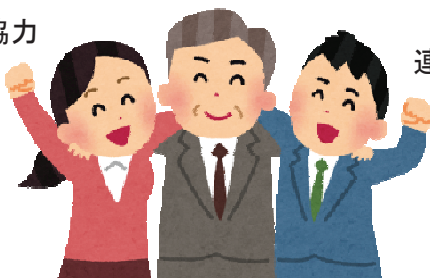
- 地域振興局長と地域の皆様との懇談
- 出前講座 など



## ～地域の課題は地域で解決～

地域振興局長が地域の現地機関のリーダーとして「取りまとめ役」となり、関係者が連携して、より活力ある地域づくりに向けて努力します。

協力



連携

### 地域振興推進費

地域課題の解決や地域振興のための事業を  
企画・実施します。

【地域振興局長】

【保健福祉事務所長】

【建設事務所長】 ……

※市町村や地域づくりを実践する皆様の活動に対しては、引き続き「地域発 元気づくり支援金」により支援します。

平成29年(2017年)2月8日  
長野県総務部行政改革課  
(課長)井出英治 (担当)柴 潤一  
電 話 026-235-7029 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線2554  
F A X 026-235-7030  
E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

## 平成29年4月組織改正について

地域課題に対する現地機関の対応強化、コンプライアンスの推進、全国都市緑化信州フェアの開催準備など、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、平成29年4月に組織改正を行います。

### 1 地域振興局の設置

- ・地域で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に課題解決に当たる組織として、「地域振興局」(10局)を設置します。

【現行】

【平成29年4月】

(新設)

地域振興局(10局)

- ・佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信
- ・総務管理課
- ・企画振興課
- ・環境課
- ・農政課
- ・農地整備課
- ・林務課
- ・商工観光課

### 2 現地機関の見直し

#### (1) 地方事務所の廃止

- ・地域振興局の設置に伴い、「地方事務所」(10所)を廃止します。

【現行】

【平成29年4月】

地方事務所(10所)



(廃止)

- ・地域政策課
- ・税務課
- ・環境課
- ・農政課
- ・農地整備課
- ・林務課
- ・商工観光課(木曾、北安曇除く)
- ・商工観光建築課(木曾、北安曇)
- ・建築課(木曾、北安曇除く)

## (2) 県税事務所の設置

- ・全県的な共通性、専門性が求められる税務業務を独立して行うため、「県税事務所」(10所)を設置します。なお、平成30年4月から、課税機能を4所に集約し、6所は付置機関とします。

### 【現行】

地方事務所税務課 (10所)

佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、  
木曾、松本、北安曇、長野、北信

### 【平成29年4月】

(廃止)

(新設)

県税事務所 (10所)

東信県税事務所  
東信県税事務所上田事務所  
南信県税事務所諏訪事務所  
南信県税事務所  
南信県税事務所飯田事務所  
中信県税事務所木曾事務所  
中信県税事務所  
中信県税事務所大町事務所  
総合県税事務所  
総合県税事務所北信事務所

### 【平成30年4月】

総合県税事務所

総合県税事務所北信事務所

東信県税事務所

東信県税事務所上田事務所

南信県税事務所

南信県税事務所諏訪事務所

南信県税事務所飯田事務所

中信県税事務所

中信県税事務所木曾事務所

中信県税事務所大町事務所

(3) 地方事務所建築部門の移管

・地域のまちづくりや災害対応などに対し、建設・建築の両部門が一体となって対応するため、地方事務所建築部門を建設事務所に移管します。

【現行】

【平成29年4月】

